

相続人代表者指定(変更)届

【 町民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 】

平成 年 月 日

川辺町長 殿

相続人代表者(届出者)	住所	〒 -											
	氏名	ふりがな ⑩											
	個人番号						相続分	/	宛名コード(記入不要)				
	生年月日	大正・昭和・平成					年	月	日				
	連絡先	TEL - -											
	被相続人からみた続柄	配偶者・子・その他()											

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を、相続人の総意により上記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

被相続人	亡くなった方の氏名		亡くなった方の住所		死亡年月日	
		ふりがな	〒 -		平成 年 月 日	
相続人(代表者を除く)	氏名		住所		被相続人からみた続柄	相続分
	ふりがな	〒 -		配偶者・子 その他 ()	/	
	個人番号					
	ふりがな	〒 -		配偶者・子 その他 ()	/	
	個人番号					
	ふりがな	〒 -		配偶者・子 その他 ()	/	
	個人番号					
	ふりがな	〒 -		配偶者・子 その他 ()	/	
個人番号						
適用						

(備考)

- 1、政令第2条第6項の規定による届書の様式については、この様式中「地方税法第9条の2第1項」とあるのを「地方税法施行令第2条第6項」と書き換えるものとする。
- 2、「適用」欄には、相続についての争いのある場合その概要、被相続人の代表者に対する書類の送付について、その送付を受けるべき適当事務所があれば、その旨、及び事務所の所在地等を記載することとする。
- 3、相続人の中で相続放棄をした者がいる場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄受理通知」の写しを必ず添付することとする。
- 4、この指定届に遺産分割協議書の写しを添付する場合は、相続人(代表者を除く)欄の記入は不要とする。

< ※ 処理欄 >

税目	口座	納付	システム	共有・納管	処理一覧	その他特記事項
固定資産税						
町・県民税						
軽自動車税						